学校給食費に関するお知ら世

~学校給食費の口座振替手続きをお願いします~

秋田市では、平成29年4月から、学校給食費を市の歳入歳出予算に組み込んで市が管理する「公会計」方式を導入しています。一方、学校ごとに納付額が異なる教材代や修学旅行の積立金、PTA会費などの費用(学校納付金と呼ばれている費用)は、引き続き各学校で収納管理をしていきます。

学校給食費の「公会計」 化にあたり、学校給食費の納付は原則として口座振替 (自動払込) により行います。保護者のみなさまには大変お手数をおかけしますが、口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) を金融機関に提出してくださいますようお願いいたします。

なお、学校給食費の納入予定額は、各年度の当初に学校を通じて「学校給食費納入予定額通知書」をお配りしてお知らせし、実際に納入していただいた額は、翌年度の当初に「学校給食費納入済額通知書」をお送りしてお知らせいたします。





※新入学・転入学される方は両方の手続きが必要です。

学校給食費を納めていただく法律の定め

保護者のみなさまには、学校給食法第 11 条第 2 項の規定により、学校給食の実施に必要な経費のうち、「食材料費」を負担していただきます。市は、調理施設や設備に要する経費、光熱水費などを負担します。

○学校給食法(抜すい)

(経費の負担)

- 第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定める ものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
 - 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。



学校給食費に関する質問と回答



1. 学校給食費の額はどのように計算されますか?

保護者のみなさまには、学校給食の食材購入のための実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。

□座振替の場合、手数料は市が負担します。

ご負担いただく給食費の1食あたりの単価(平成29年度)は以下のとおりです。

小学校…270 円 中学校…320 円

学校給食費の額は、1 食あたり単価に給食を食べた回数 (日数) を掛けて計算します。 例えば、小学校に通学する児童が6月に20回(日)給食を食べた場合、その月の給食費は5,400円となります。

計算式 270 円 × 20 回 (日) = 5,400 円

2. 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)はどこに提出すればよいですか?

学校給食費の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)は、下記の金融機関に提出してください。給与振込口座など普段の資金決済に使用している口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座は、還付金が生じた場合の還付金振込用口座にもなりますので、忘れずに提出をお願いします。

今回、ご指定いただいた口座は、お子さまが秋田市立の小・中学校に在籍している間、給食費支払い用としてご利用いただけます。引落しする口座を変更する場合は、 改めて口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を提出していただきます。

なお、お子さまが秋田市立の小学校に在学している場合、秋田市立の中学校への 進学時に改めて手続きを行う必要はありません。



| 普通銀行 | 秋田銀行 | 本・支店(市外含む) | 普通銀行 | ゆうちょ銀行 | 全国の郵便局 |
|------|--------|------------|--------|------------|------------|
| | 北都銀行 | 本・支店(市外含む) | 農業協同組合 | 新あきた農業協同組合 | 市内の本・支店 |
| | みずほ銀行 | 国内全店 | 信用金庫 | 秋田信用金庫 | 本・支店(市外含む) |
| | 七十七銀行 | 秋田支店 | 信用組合 | 秋田県信用組合 | 市内の本・支店 |
| | 荘内銀行 | 秋田支店 | | あすか信用組合 | 秋田支店 |
| | 岩手銀行 | 秋田支店 | | ウリ信用組合 | 秋田出張所 |
| | きらやか銀行 | 秋田支店 | 労働金庫 | 東北労働金庫 | 市内の支店 |
| | 北日本銀行 | 秋田支店 | 商工中金 | 商工組合中央金庫 | 秋田支店 |

[※]口座振替依頼書(自動払込利用申込書)は、口座開設店に提出されると手続きがスムーズです。

[※]通常、金融機関で手続きをされますと、口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の秋田市控えは金融機関から市に送付されます。 ところがまれに本人控えと一緒に秋田市控えがご本人に返却される場合があります。秋田市控えが市に到着しないと口座引落し を開始することができませんので、もしも秋田市控えが返却された場合はお手数ですが、すみやかに教育委員会学事課 (TEL.018-888-5806)までご連絡ください。

3. 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)はいつまでに提出すればよいのですか?

口座振替依頼書(自動払込利用申込書)は、下記の期日までに金融機関に提出してください。

| 対象となる児童・生徒の区分 | 口座振替依頼書(自動払込利用申込書)提出期限 |
|---|---|
| 平成30年度に市立小学校に入学予定の児童(新1年生) | 平成 29 年 12 月 29 日 (金) |
| 秋田市立の小・中学校に転入する児童・生徒 秋田市立以外の小学校から秋田市立の中学校に入学する生徒 | 転入・入学する学校や転居先の住所等が決まり次第 すみやかにお手続きください。 |

- ※口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の提出から、口座引落し開始までに1か月程度かかります。
- ※口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を金融機関に提出済みでも、手続きが完了していない場合は口座引落しができません。 その場合、納付書により金融機関の窓口等での納付となりますのでご了承ください。

4. 口座の残高が不足していた場合はどうなりますか?

□座への入金忘れ等で残高が不足し、振替不能となった方には、□座振替不能のお 知らせとともに納付書をお送りしますので、金融機関の窓□等で納付してください。

納付書による現金納付ができるのは、2ページに記載した各金融機関と学事課の窓□です。コンビニでの納付はできません。

納付書による納付が確認できなければ、納付期限から20日以内に督促状を発送します。その後も納付されない場合は、電話や家庭訪問、催告書の送付を行います。それでも納付されない場合には、市の債権管理の方針に基づき、法的措置を含めた対応をさせていただきます。



5. 口座振替(自動払込)はいつ行われるのですか?

口座振替 (自動払込) は、毎月 28 日に行います。ただし、28 日が休日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。引落しする金額は、引落しの前の月に児童・生徒が実際に食べた回数 (日数) 分の学校給食費の額です。

(例) 中学校の生徒が6月に20回(日)給食を食べた場合

- → 6 月の給食費: 320 円 (1 食あたり単価) × 20 回 (日) = 6,400 円
- → □座振替(自動払込)日:7月28日

年間の給食費の予定額は、毎年4月中旬ころ、学校からお子さまを通じて配布します。給食を食べた回数(日数)に応じて実際に納付していただいた月ごとの給食費は、翌年度の4月中に、市から保護者のみなさまにお知らせします。

6. 口座振替(自動払込)手続きをしない場合はどうなりますか?

□座振替 (自動払込) の手続きをしない場合は、毎月、納付書を発行しますので、これにより金融機関等の窓□にて現金で納付をお願いします。納付書は、毎月 15 日ころに発送する予定です。納付期限は、□座振替 (自動払込) 同様に毎月 28 日です。

納付書による現金納付を希望される方は、納付書による納付を選択する旨と還付金が発生した場合の振込用 口座を届け出ていただきます。この届出書の様式は各学校から配布しますので、希望される方は学校にお申し 出ください。

7. 学校を欠席した場合や学級閉鎖などの場合の学校給食費はどうなりますか?

児童・生徒が病気や事故等により一定の期間欠席する場合は、給食を停止する(食べない)日の1週間前の午前中までに学校へ連絡していただければ、1週間後から給食を停止している間の分の学校給食費は納付する必要はありません。したがって、1週間前までに連絡がない場合は、学校を欠席し給食を食べない場合でも、学校給食費を納付していただくことになります。これは、給食食材の発注の変更が可能なのは給食を食べる日の1週間前までだからです。

インフルエンザ等による学級閉鎖や自然災害等による臨時休校で給食を食べなかった場合は、その期間の学校給食費は請求しませんので、納付する必要はありません。

8.食物アレルギーのある子どもの学校給食費の取扱いはどうなりますか?



食物アレルギーのある児童・生徒は、保護者の申し出により、給食の全部を食べられない場合は学校給食費を納付する必要はありません。また、牛乳を飲むことができないなど、給食の一部を食べられない場合は、減額した学校給食費を納付していただきます。

食物アレルギーのある児童・生徒については、食物アレルギーに対応した除去食または代替食を食べる場合もありますので、他の児童・生徒と同様に口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を金融機関に提出くださるようお願いします。

※食物アレルギーなどで給食の一部を食べられない場合の学校給食費の計算方法は、教育委員会学事課または各学校にお問い合せください。

9. 就学援助や生活保護を受けている場合の学校給食費はどうなりますか?

就学援助や生活保護の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費は、それぞれ援助費、生活保護費(教育扶助費)から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

就学援助や生活保護の申請中でまだ認定されていない場合や、就学援助や生活保護が停止または廃止となった場合などは、保護者の方に学校給食費を納付していただきます。

そのため、就学援助や生活保護の認定を受けている場合でも、口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を金融機関に提出くださるようお願いします。

| ご家庭の状況 | 給食費の取扱い |
|--------------------|-------------------------------|
| 就学援助の認定を受けた | 学校給食費は援助費からまかなわれます |
| 生活保護を受給している・開始となった | 学校給食費は生活保護費 (教育扶助費) からまかなわれます |
| 就学援助や生活保護が廃止となった | 学校給食費は保護者の方に納付していただきます |

○就学援助や生活保護の認定を受けている期間中の学校給食費は、□座からの引落しはしません。

〇就学援助や生活保護にさかのぼって認定された場合、認定された日以後の学校給食費は納付する必要はありません。もし口座から引落とされた学校給食費があれば、認定された日以後の分の学校給食費は返還いたします。

※就学援助に関するお問い合せ先:教育委員会学事課 018-888-5806※生活保護に関するお問い合せ先:福祉保健部保護第一課 018-888-5669

保護第二課 018-888-5670

学校給食費に関するお問い合せ先

秋田市教育委員会 学事課 学校給食担当 TEL. 018-888-5806

